

第一章 総則

第一条

この幼稚園は学校教育法第七七条に従つて幼児を保育し、適切な環境を与えて基督教幼児教育を通じ、心身の発達を助長することを目的とする。

第二条

本園は第一条の目的達成のために次の各項をつとめる。

1、敬虔な心の養成と思ひやりのある情操を滋養すること。
2、特に健康に留意し、安全で幸福な生活のために必要な日常の習慣を養ひ、身体諸機能の調和的発達を図ること。

3、園内において集団生活を経験させ、喜んでこれに参加する態度と、協同・自由及び自立の精神の芽生えを養ふこと。

4、身の社会生活及び事象に対する正しい理解と態度の芽生えを養ふこと。

5、言葉の使い方を正しく導き、童話絵本等に対する興味を養ふこと。

6、音楽、遊戯、絵画その他により創作的表現に対する興味を養ふこと。

第三条

この幼稚園は愛星幼稚園と云い日本基督教団小石川白山教会の附属幼稚園である。

第四条

この幼稚園の入園できる者は満三才から小学校就学の始期に達するまでの幼児とする。

第五条

この幼稚園の定員を九〇名とし、満三才から満四才までの組と、満四才から満五才までの組と、満五才から満六才までの組に分ける。

第六条

第二章 保育年限、学期及び休園日

第七条

この幼稚園の保育年限は三保育期に分ける。

第八条

一年を次の三学期に分ける。

第一期 四月一日から八月三十一日まで

第二期 九月一日から十二月三十一日まで

第三期 一月一日から三月三十一日まで

第九条

本園の休園日は次の通りとする。

1、土曜日

2、日曜日（但し教会学校に参加し教会学校の幼稚科に所属する）

3、祝日

4、夏季休業七月下旬から九月上旬まで

5、冬季休業十二月下旬から一月上旬まで

6、春季休業三月下旬から四月上旬まで

7、開園記念日―五月十日

第十条

始業及び終業の時刻は次の通りとする。

午前九時から午後二時まで、ただし季節により多少変更することがある。

第三章 教育課程・保育日時数及び教職員組織

第十一条

保育内容は健康・社会・自然言語・音楽リズム・絵画制作の各領域に於いて調和的な指導をする。

第十二条

一日の保育時間数は大体四時間とし第十条に従ひ保育する。

第十三条

この保育園に次の教職員をおく。

園長 一名

主任教諭 一名

教諭 若干名

園医 二名

事務職員 一名（兼務）

園長は職務を処理し所属職員を監督する。

第四章 入園、退園終了および褒賞

第十四条 入園については園長の許可を要する。

第十五条 入園しようとする者は入園願書に記入の上、提出するものとする。

第十六条 休園、退園しようとする者は、その理由を記して保護者から園長に届け出るものとする。

第五章 保育料及び入園料等

第十八条 保育料は月額二七、五〇〇円、光熱費は年額一二、〇〇〇円とする。

在籍者は出席の有無にかかわらず、毎月十日までにその月分を納入しなければならない。

第十九条 入園料は八〇、〇〇〇円として入園の際納入しなければならない。

但し三歳児は一〇〇、〇〇〇円とする

兄弟在園の場合は一〇、〇〇〇円減額とする。

施設料は、入園時のみ三〇、〇〇〇円とする。

第二十条 既納の保育料、入園料等は理由の如何にかかわらず返還しない。

附則

一、この園則は一九五三年五月八日から実施。

二、この園則実施に必要な細則は園長が定める。

三、一九七九年四月一日改正

四、一九九〇年四月一日改正

五、一九九三年四月一日改正

六、一九九九年四月一日改正

七、二〇〇〇年四月一日改正

八、二〇〇五年四月一日改正

九、二〇二一年四月一日改正

十、二〇二三年四月一日改正